TOWA ハーネス特集

新規格適合版

TOWA Professional

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1．安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	**胴ベルト型（一本つり）**
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	**ハーネス型（一本つり）**

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

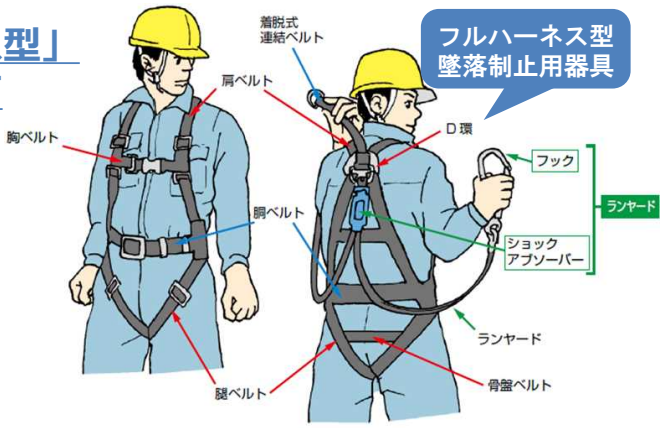

3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ **高さが２m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型のものを用いて行う作業**に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令　(注2)労働安全衛生規則　(注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン　(注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について　P３～
ガイドラインについて　P５～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.7

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の５等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定

② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → ５ページ参照

2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				**★施行日(2月1日)**												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				**★施行日(2月1日)**												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					**使用可能**（2019年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	**使用可能**（2022年1月1日まで）																✕
安全帯の規格改正（予定）					**★適用日①(2月1日)**												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	**製造可能**				**製造・販売可能**（2019年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	**製造・販売可能**								**販売可能**								✕
特別教育規程の改正	★告示				**★適用日(2月1日)**												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。

② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。

③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日（2019(平成31)年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範　囲	時　間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範　囲	時　間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は厚生労働省のHPをご確認ください。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用　語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
（右図のA）

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
（右図のB）

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】

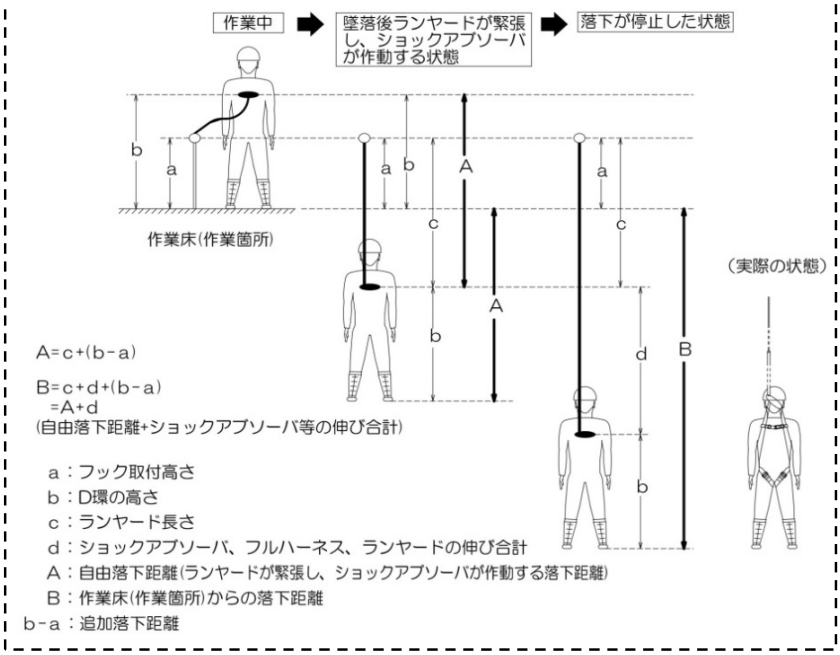

【胴ベルト型の落下距離等】

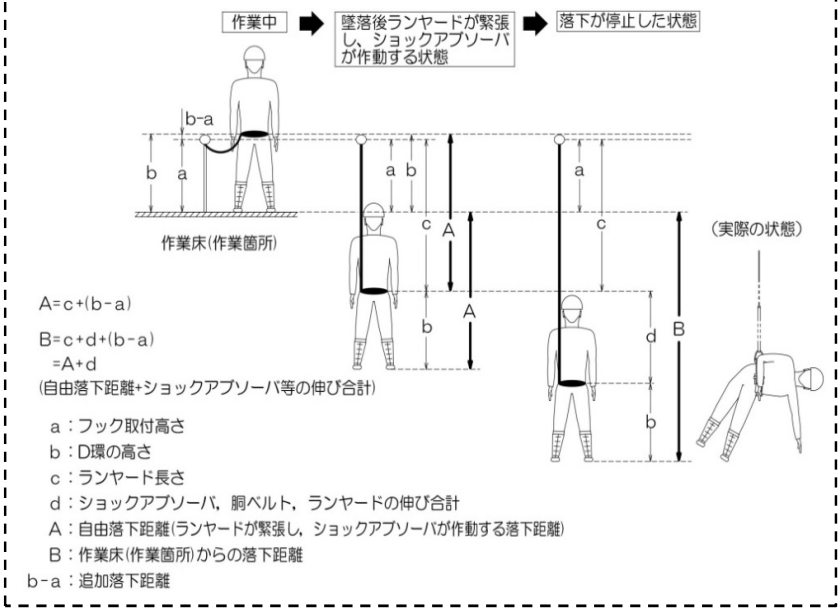

要求性能墜落制止用器具の選定

● 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

２m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※　一般的な建設作業の場合は**５mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**２m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※　柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。**U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。

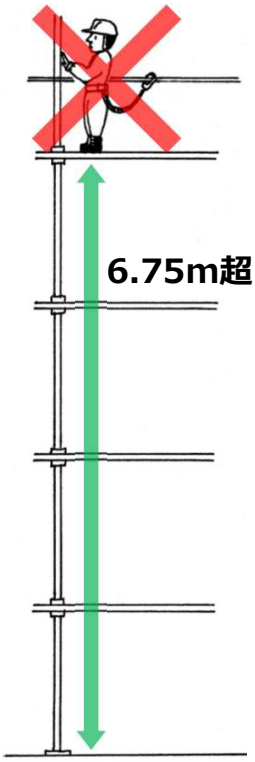

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

（100kg用が適切な者）

要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。）

フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ

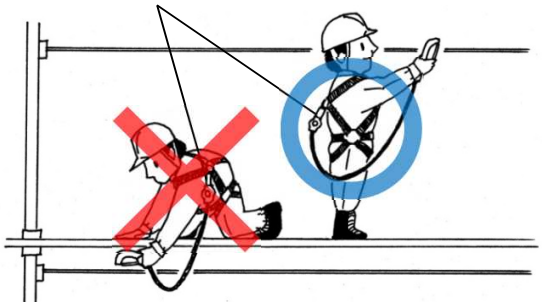

フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ

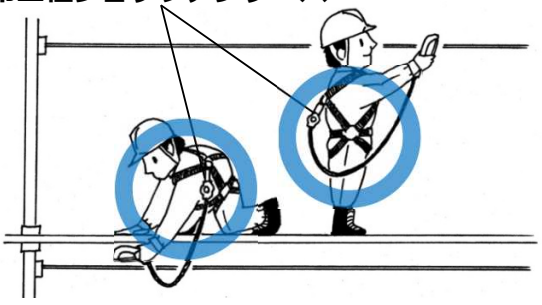

【 墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。

・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m（＝6.75m）以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。

・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードのフック等の取付高さ：0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45m、ランヤード長さ：1.7m、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2m、フルハーネス等の伸び：1m程度。

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。

・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

● 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。

● 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。

● 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。

● 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

● 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

● 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

● 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

目次

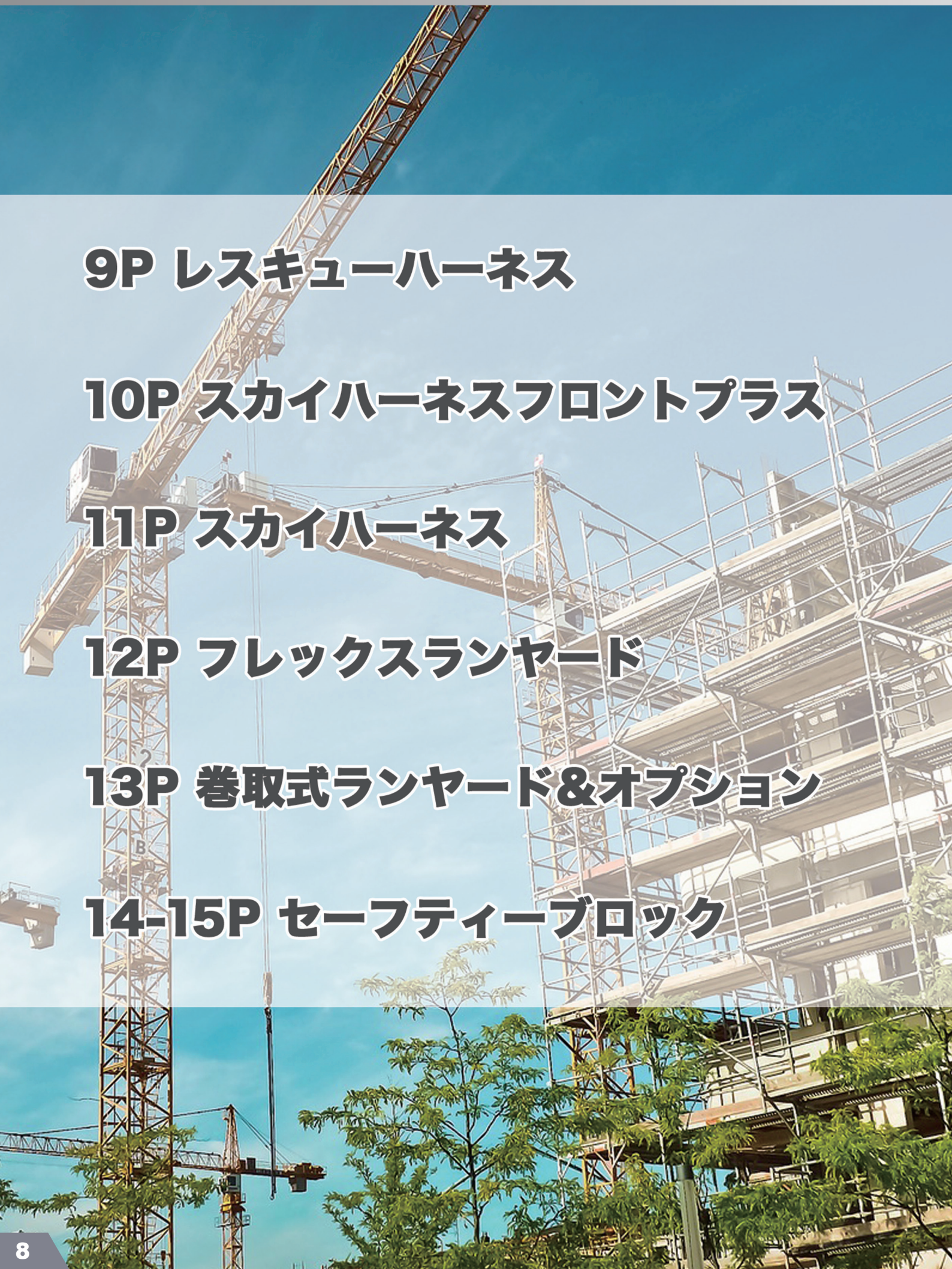

9P レスキューハーネス

10P スカイハーネスフロントプラス

11P スカイハーネス

12P フレックスランヤード

13P 巻取式ランヤード&オプション

14-15P セーフティーブロック

TOWA レスキューハーネス

ロープアクセスの現場はもちろん、多目的に使用できる セパレートタイプのフルボディハーネス

約６時間発光可能な蓄光反射テープが両肩に
背中のD環も収納できるので邪魔になりません

ワークポジショニング用D環
（未使用時は固定して収納）

オートロック式オーバルカラビナで
ワンタッチで上下を連結・分離可能

ワンタッチバックル採用で簡単装着

股間と腰を圧迫しないV字の特殊デザイン

EN361:2002　EN813:2008　EN358:2000

商品コード	タイプ	サイズ	ウエスト	重量	最大使用荷重
TWRH11S	フルハーネスセット	S-L	73-93cm	1,795g	130kgまで
TWRH110	フルハーネスセット	L-LL	82-110cm	1,825g	130kgまで

TOWA　スカイハーネスフロントプラス

あらゆる業務に使える130kg対応型ハーネス

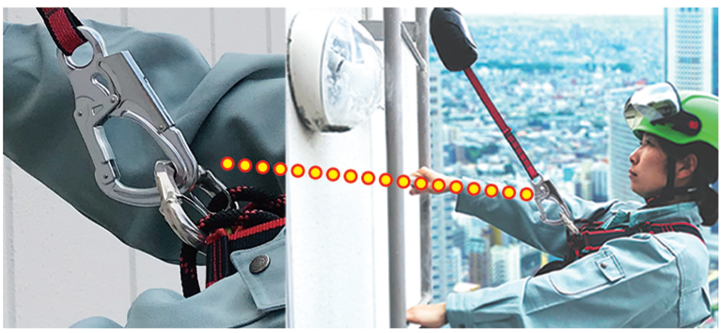

前後アタッチメントポイント

背部のD環はもちろん、胸部にも特殊カラビナを
装着することでアタッチメントポイントとして使用可能

トリニティカラビナ

柔軟性と応用力を備えたオリジナルカラビナ

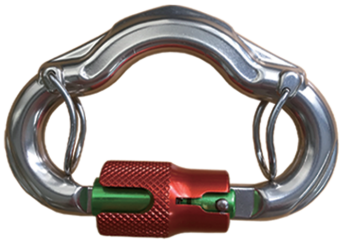

ダイニーマ製で高強度

ワンタッチバックル

正常な接続を確認できる
インジケーター付き

スライド式腰部ベルト

動きに合わせて可動
ベルトが突っ張らず快適

EN361:2002

商品コード	サイズ	身長	胸囲	腿	最大使用荷重	重量
TSH111K	S-L	150-180cm	55-100cm	40-60cm	130kgまで	1,130g
TSH112K	L-LL	170-200cm	100-125cm	60-75cm	130kgまで	1,160g

TOWA スカイハーネス

素早く装着!動きやすい!アルミ製パーツで軽量化!

ランヤードフックキーパー

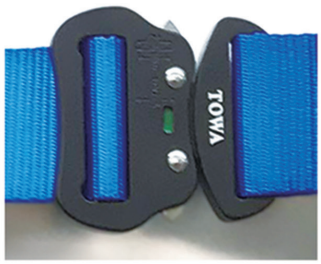

ワンタッチバックル

背部アタッチメントポイント

スライド式腰部ベルト

オプション

TOWA スカイハーネス専用 背当て太腿パットセット

※フロントプラスには対応しておりません

商品コード	カラー	サイズ	重量
TSH010P	ブラック	フリー	140g

EN361:2002

商品コード	カラー	サイズ	胸囲	腿	最大使用荷重	重量
TSH020B	ブルー	フリー	125cm まで	75cm まで	130kgまで	860g
TSH020K	ブラック	フリー	125cm まで	75cm まで	130kgまで	860g

TOWA フレックスランヤード（スチールフック）

EN355:2002

商品コード	タイプ	ショックアブソーバー	全長	大フック開口	最大使用荷重	重量
TWNHLY150	シングル	第一種	150cm	60mm	100kgまで	740g
TWNHLY170V	ツイン	第一種	170cm	60mm	100kgまで	1,215g

TOWA フレックスランヤード（アルミフック）

EN355:2002

商品コード	タイプ	ショックアブソーバー	全長	大フック開口	最大使用荷重	重量
TWNHLY150A	シングル	第二種	150cm	55mm	130kgまで	660g
TWNHLY160VA	ツイン	第二種	160cm	55mm	130kgまで	990g

TOWA リーマックスランヤード

ダイニーマスリング製高強度

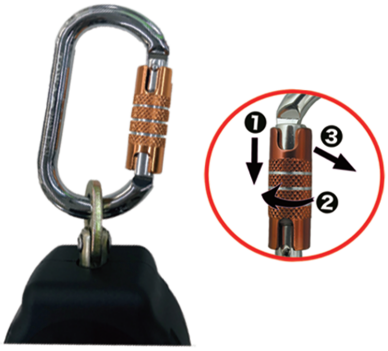

トリプルアクションカラビナでより安全

高耐久性アルミフック
ダブルアクション式

２本合わせでツインタイプとしても使用可能

商品コード	タイプ	ショックアブソーバー	全長	大フック開口	最大使用荷重	重量
TWRMXLY170A	巻取式	第一種	170cm	55mm	100kgまで	1,060g

TOWA 作業ベルト

商品コード	仕様
TS120	幅 5cm× 長さ 120cm
TS140	幅 5cm× 長さ 140cm

TOWA 延長ストラップ

商品コード	仕様	
TWES	全長 50cm	固定用ベルクロ付き

TOWA 万能クルクルキャッチ10m/15m/20m

特長

・丈夫で軽量な熱可塑性プラスチック
・持ち運びに便利な持ち運び用ハンドル
・高強度、耐食性の部品
・複数のフック構成が利用可能：ライフライン上のセルフロックスナップフック
・信頼できる性能
・内部エネルギー吸収システム
・クイックアクションブレーキシステム
・スイベルトップ
・ラバー（TPV）エルゴノミックハンドル付きサイドライフライン
・自動ロック式アンカーカラビナ
・回転式セルフロックスナップフック
・SRL-LE（リーディングエッジ）によりとても安全です
LEはシャープなエッジに使用可能
落下が限界を越えたときにライフラインを損なわないようにするための
一体型ショックアブソーバーを備えています

材質

亜鉛メッキ鋼線
熱可塑性ハウジング
アルミニウム合金
ステンレス鋼および非腐食性部品

規格

ANSI Z359.14-2014

10m

商品コード	サイズ	重量	ライフラインの長さ
FS8033-LE	303×205×117mm	5.6kg	10m
ケーブル径	衝撃荷重	最大使用荷重	落下距離
4.8mm	4kN	140kg	2m

15m

商品コード	サイズ	重量	ライフラインの長さ
FS8063-LE	335×206×120mm	7.0kg	15m
ケーブル径	衝撃荷重	最大使用荷重	落下距離
4.8mm	4kN	140kg	2m

20m

商品コード	サイズ	重量	ライフラインの長さ
FS8062-LE	368×239×131mm	8.5kg	20m
ケーブル径	衝撃荷重	最大使用荷重	落下距離
4.8mm	4kN	140kg	2m

TOWA クルクルキャッチライフライン6m

特長
・丈夫なアルミ製ケース
・高強度、耐食性部品
・スイベルトップ
・内部エネルギー吸収システム
・クイックアクションブレーキシステム
・ダイニーマ性スリングで高強度、軽量
・インパクトインジケーター付きの回転式セルフロックスナップフック

材質
ダイニーマ

規格
ANSI Z359.14-2014

商品コード	サイズ	重量	ライフラインの長さ
FS8032	252×167×95mm	4.6kg	6m
スリング幅	衝撃荷重	最大使用荷重	落下距離
25mm	6kN	140kg	0.6m

TOWA クルクルキャッチライフライン3m

特長
ダイニーマ製スリングで高強度・軽量化されて、コンパクトで持ち運びに便利
・通常作業時はフック付きスリングが作業者を追随します
・クイックアクションブレーキシステム
・上部（支点接続部）側が回転（スイベル）式になっておりキンクを防止

材質
ダイニーマ

規格
EN360:2002

商品コード	サイズ	重量	ライフラインの長さ
TWCT003	320×120×85mm	1.2kg	3m
スリング幅	衝撃荷重	最大使用荷重	落下距離
20mm	4kN	100kg	0.6m

オプション（別売）

TOWA マイティカラビナ アルミツイストロック

商品コード	ゲートオープン	材質	重量
TAC716T	54mm	7075 アルミ	355g

販売店

株式会社 TOWA
〒130-0021　東京都墨田区緑1-4-10
TEL 03-5600-9520　FAX 03-5600-9521
https://towapro.jp

フルハーネス特別教育講習協力団体

(一社)東京技能講習協会　03-5879-3193
(東京労働局長登録教習機関)　https://www.tgkk.or.jp